

公開型GIS構築業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

令和5年5月

七戸町

令和5年度  
公開型GIS構築業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、公開型GIS導入及びアナログデータの電子化の実施にあたり、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を選定するための、各種手続、要件、審査等の内容について、必要な事項を定めるものです。

2. 業務概要

(1) 業務名

公開型GIS構築業務委託

(2) 業務概要

別添1「公開型GIS構築業務委託特記仕様書」のとおり

(3) 業務の委託期間

契約締結の日から令和6年3月8日（金）まで

※令和6年3月中の運用開始を予定しています。

(4) 提案上限額

31,482,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※提案上限額は、契約時の予定価格ではなく提案内容の規模を示すためのものです。

※最終的な実施内容、契約金額については、町と協議した上で決定します。

※本金額には、モバイル連携システムを使用するためのモバイル端末及び各システムの運用経費（公開型GISや現地調査用システム等）は含みません。

3. 参加資格

次の要件を全て満たす法人であることを条件とします。

- (1) プレゼンテーション及びヒアリングの当日までに、本町競争入札参加の資格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第3条に規定する申立てを含む。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立て（同法附則第2条に規定する申立てを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 本町の入札参加指名停止措置を受けていない者であること。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がその役員となっている法人その他暴力団員が経営に関与していないと認められるもので、適正な競争を妨げる恐れがないと認められるもの。
- (6) 参加表明書の提出の時点において、国、都道府県及び市町村税の滞納がないこと。
- (7) 過去5年以内（平成30年度～令和4年度）における地方公共団体が発注する公開型GISに関する業務と同種又は類似の業務を受託し、完了した実績があること。
- (8) 過去5年以内（平成30年度～令和4年度）における地方公共団体が発注する都市計画図作成業務と同種又は類似の業務を受託し、完了した実績があること。

#### 4. スケジュール

- ① 募集の開始  
令和5年5月1日（月）
- ② 質問書の受付期限  
令和5年5月15日（月）正午 必着
- ③ 質問書の回答期限  
令和5年5月17日（水） 午後5時  
※町ウェブサイトにて回答します。個別回答はしません。
- ④ 参加表明書等の提出期限  
令和5年5月19日（金）午後5時 必着
- ⑤ 企画提案書の提出期限  
令和5年6月 2日（金）午後5時 必着
- ⑥ プレゼンテーション及びヒアリング（審査）  
令和5年6月 8日（木）（予定）
- ⑦ 審査結果通知  
令和5年6月中旬（予定）
- ⑧ 事業者決定・契約締結  
令和5年6月中旬（予定）

#### 5. 提出先・問合せ先

郵便番号 039-2792  
住 所 青森県上北郡七戸町字森ノ上131-4  
担当部署 七戸町企画調整課  
電話番号 0176-68-2940  
F A X 0176-68-2804

E-mail kikaku02@town.shichinohe.lg.jp

参加表明書・質問書提出用電子申請サービス URL

[https://apply.e-tumo.jp/town-shichinohe-aomori-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=9785](https://apply.e-tumo.jp/town-shichinohe-aomori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=9785)

## 6. 参加表明書等の提出

本要領に基づく提案書の提出を希望する者は、次に掲げる参加表明書及びその添付書類を提出してください。なお、提出された書類等は返却しません。

### (1) 提出書類

ア 参加表明書（様式1）

イ 会社概要（任意様式、会社案内パンフレット等で可）

ウ 業務実績書（様式2） ※業務実績はそれぞれ最大4件まで

エ 配置予定技術者等一覧表（様式3）※特記仕様書第5条、第6条、第7条関係

### (2) 提出部数 各1部

### (3) 提出方法及び提出先

#### ア 提出方法

持参、郵送、七戸町電子申請システムのうちいずれか

○持参の場合：土曜、日曜及び祝日等の閉庁日を除く午前9時から午後5時まで

○郵送の場合：一般書留、簡易書留等、記録の残る方法に限ります。

○七戸町電子申請サービスの場合：指定のサイト上にデータをアップロードしてください。

#### イ 提出先

本要領「5. 提出先・問合せ先」と同様

### (4) 提出期限 令和5年5月19日（金）午後5時 必着

### (5) 参加表明後の辞退

参加表明書等を提出した後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式6）を提出してください。

## 7. 質問の受付及び回答

### (1) 受付期限 令和5年5月15日（月）正午 必着

### (2) 質問書の提出方法

質問書（様式4）に記入の上、本要領「5. 提出先・問合せ先」に記載の参加表明書・質問書提出用電子申請サービス URL へアクセスし、提出してください。

### (3) 質問に対する回答

質問及び回答は、質問書の受付終了後、令和5年5月17日（水）午後5時までに町ウェブサイトで公開します。公開した回答内容は、質問者への回答及び募集要項に対して追加又は修正したものとみなします。なお、応募状況などの質問は受け

付けしません。

## 8. 企画提案書等の提出

### (1) 提案内容

仕様書の内容について、別添1「公開型GIS構築業務委託仕様書」を参照の上、実施や分析に当たっての考え方や手法等を提案してください。

### (2) 提出書類

提出期限までに次の書類を提出してください。なお、提出された書類は返却しません。

ア 企画提案書送付状（様式任意、押印必要）

※必ず送付年月日、事業者名を記載してください。

イ 企画提案書（様式任意）

ウ 見積書（様式5-1、5-2）

エ 運用経費に掛かる参考見積書（様式任意）

### (3) 提出部数

上記イのみ10部、それ以外は1部提出してください。また、上記イについて、10部のうち1部のみに会社名を明記し、残りの部数には提出者名等(※)を記入しないでください。上記イは別途、電子データ（CD、DVD等の記録媒体）で提出してください。なお、提出された電子データの記録媒体は返却しません。

(※)「提出者名等」とは、会社名、代表者名、愛称、社章、ロゴなど提出者を特定できる表現のことを指します。

### (4) 提出方法及び提出先

ア 提出方法

持参又は郵送

○持参の場合：土曜、日曜及び祝日等の閉庁日を除く午前9時から午後5時までとします。

○郵送の場合：一般書留、簡易書留等、記録の残る方法に限ります。なお、提出期限を過ぎて到着したものは無効とします。

イ 提出先

本要領「5. 提出先・問合せ先」と同様

### (5) 提出期限 令和5年6月2日（金）午後5時 必着

### (6) 企画提案書の書式等

ア 表紙には「公開型GIS構築業務委託公募型プロポーザル 企画提案書」と記載してください。

イ 企画提案書のページ数は30ページ以内とする。（表紙、目次はページ数に含まない。）

- ウ 日本工業規格A4（縦）として、横書きで記載し、両面印刷で提出してください。ただし、業務工程表はA3横でも構わないものとしますが、その場合は2ページとしてカウントします。
- エ 文字サイズは10.5ポイント以上とします。
- オ 使用言語、通貨及び単位は日本語及び日本国通貨とします。
- カ 別添2「公開型GIS構築業務委託に係る事業者選定基準」にある「評価項目」が明らかになるよう記載してください。
- キ 印刷の色は、カラー、白黒を問いません。
- ク 記号や略称等を使用する場合、初出の箇所に説明を記載してください。
- ケ 提案上限額の範囲内で、特記仕様書に記載する以外に本業務の目的に照らして有効な提案を盛り込むことは妨げません。
- コ ヒアリングに使用する資料については、社名等を特定できる情報は含まないようにしてください。

(7) 見積書

- ア 様式は、見積書（様式5-1、5-2）を用いて記載してください。
- イ 提出部数 各1部
- ウ 見積記載金額は、消費税及び地方消費税を含めた金額を記載し、提案上限額を超えないこと。
- エ 封入押印した状態で提出すること。

(8) 運用経費に掛かる参考見積書

公開型GIS及びモバイル連携システムそれぞれの利用料や保守等の運用経費がわかる見積書を提出してください。記載する金額は税込みとし、令和5年度分（令和6年2月～3月の2ヶ月分）と令和6年度分がわかるように記載してください。なお、令和7年度以降に運用経費が変更となる見込みがある場合はその金額が分かる資料を併せて提出してください。

9. ヒアリング（審査）の実施

提案書記載内容について、次のとおりヒアリングを実施します。なお、審査は非公開とします。

参加申込が6者以上あった場合、公開型GIS構築業務委託プロポーザル選定審査委員において、1次審査として、ヒアリングの実施前に、企画提案書等の内容を書類審査し、ヒアリングに参加する者を5者に選定する場合があります。

(1) 日程・会場（予定）

6月8日（木） 七戸町道路観光情報館2階会議室（道の駅しちのへ内）

(2) 出席者

ヒアリングの出席者は5名以内とし、提案内容の説明及び質疑応答については、

配置予定技術者等一覧表に記載されている方が行ってください。

(3) 所要時間

ヒアリングに係る合計所要時間は1事業者あたり40分程度の予定で、内訳は以下のとおりです。(準備や片付けの時間は含みません)

説 明 30分以内

質疑応答 10分以内

なお、説明の時間内であれば、デモンストレーション等を行うことも可とします。

(4) その他

ア 本プロポーザルへの参加に係る書類を不備なく提出した事業者のみ参加できることとします。ヒアリングの日時や詳細は、提出された書類を確認後、別途参加者に連絡します。

イ 総合点が満点の6割に満たない場合は、「該当者なし」とします。また、対象となる事業者が1者の場合でも、ヒアリングを実施し、総合点が満点の6割に満たない場合は、「該当者なし」とします。

ウ 提案内容の説明は、企画提案書に沿った内容とします。企画提案書記載の一部内容を抜粋し、拡大表示するなど画面上の見やすさを目的とした加工は認めます。

エ ヒアリングは匿名で行うため、事業者名等は名乗らないでください。

10. 事業者の選定

別添2「公開型GIS構築業務委託に係る事業者選定基準」に沿って審査、採点し、提案評価第1位通過者を選定します。

選定終了後、選定結果を全ての参加事業者に文書で通知します。

提案評価第1位通過者に選定された事業者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合又は前記「3. 参加資格」の要件を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、提案評価第2位に選定された事業者と交渉を行います。

11. 業務委託契約

(1) 委託内容

詳細については、契約締結交渉の際に仕様等の調整を行い、確定します。

(2) 契約方法

随意契約

(3) 契約保証金

要する。ただし、七戸町財務規則第159条各号のいずれかに該当する場合は、

免除とします。

(4) 委託料の支払条件

完了払とし、本業務の完了検査後、請求に基づき支払います。

12. 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 前記「3. 参加資格」の応募資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 見積書の見積額（税込価格）が前記「2業務概要（4）」の提案上限額を超えている場合

13. 提案公募の中止等

町が止むを得ない理由等により提案公募を実施することができないと認めるときは、提案公募の実施を中止することができます。

14. 適正な労働条件の確保

業務の遂行に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守し、適正な労働条件の確保に努めること。

15. その他留意事項

- (1) 七戸町に関する資料はいずれも七戸町ホームページに掲載されているものをダウンロードして入手してください。
- (2) 提案書の作成・提出、ヒアリングへの参加等の本プロポーザルに係る経費は、全て参加者の負担とします。なお、止むを得ず本プロポーザルが中止となった場合でも、同様とします。
- (3) 本プロポーザルは、随意契約の優先交渉権者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではありません。
- (4) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の高年齢に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザインなどを使用した結果生じる責任は、参加者が負うものとします。
- (5) 書類提出後の提案等の修正又は変更、追加は一切認めません。
- (6) 選定業者が契約までに「3. 参加資格」を満たさなくなった場合は、失格とし、契約を締結しないこととします。
- (7) 契約締結後においても、受注者が本プロポーザルにおいて失格事項に該当していたことが明らかになった場合又は本プロポーザルにおける企画提案書において著



しく実現性からかい離した提案を行っていたことが明らかとなった場合は、町は受注者との契約を解除することができることとします。この場合、町は損害賠償等の責を負いません。

- (8) 審査結果（参加者名、点数、順位）は公表します。
- (9) 町は、本プロポーザルに関し公表が必要と認める場合には、業務提案書を無償で使用し、複製の作成及び公開できるものとします。公開の際は、事業者名を明示する場合があります。
- (10) この要領に定めのない事項又は疑義が生じたときは、別途協議するものとします。